

参考

3月31日現在	平成22年	平成23年
人口 (人)	4,466	4,407
世帯 (世帯)	2,040	2,046

納税額 **486,888 千円**

歳出額 **6,239,005 千円**

町民1人当り (一般会計)

納税額 **110,481 円**
歳出額 **1,415,703 円**

1世帯当り (一般会計)

納税額 **237,971 円**
歳出額 **3,049,367 円**

財政用語解説

経常収支比率

財政の弾力性(ゆとり)を見るための指標です。

使途を制限されない経常的な収入(地方税、普通交付税等の毎年収入される性質の収入)に対する経常的な支出(人件費、公債費、扶助費等の毎年経常的に支出されるもの)の割合が低いほど、財政にゆとりがあり、さまざまな状況の変化に柔軟に対応できることを示し、この比率が高いほど、いわば多様なニーズに対応できない財政構造になっていることを意味し、財政の硬直化が進んでいることとなります。

実質公債費比率

実質公債費比率とは、地方債発行の指標としてはこれまで「起債制限比率」が使われていましたが、前年度より、下水道など公営企業債の返済に充てられた繰出金なども債務として算定されるようになりました。この比率が18%以上になると、地方債の発行は協議制ではなく、これまでと同じ許可制となります。

これまでの起債制限比率と同じように数値によつて起債の許可に制限がありまして、比率が25%を超えると、原則として一般単独事業債を許可しない、また、35%を超えると災害関連事業以外の一般事業債を許可しない、となつ

ています。

財政力指数

地方公共団体の財政に力があるかどうかを表す指標です。財政力指数が高いほど自主財源(地方公共団体が自ら調達できる財源)の割合が高く、財政力が強いこととなります。これが一を超えると、普通交付税の交付を受けません。その反面、「国のお世話にならなくても自前でやっていける」ということを意味します。財政力指数が1以下の場合でも、1に近いほど交付税の額が少なくなりまして、自前の財源が大きいくらいということがいえます。一般的には過去3ヶ年の平均値を用います。

平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政健全化に関する法律とは

平成19年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下「健全化法」という。)が制定され、地方自治体の破綻を早い段階で是正するため、普通会計だけでなく、特別会計等の経営状況も含め、平成19年度決算から健全化判断比率及び資

金不足比率の議会報告及び公表、平成20年度決算から、次ページのとおり国の定める基準を超えると、自主的な健全化の改善努力による早期健全化団体に、さらに悪化すると国等の関与を余儀なくされる財政再生団体となり様々な厳しい制約を受け、早期健全化基準以上となった場合には財政健全化計画等の策定が義務付けられることになりました

た。
また健全化法第3条第1項において、「地方公共団体の長は、毎年度、健全化判断比率等を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表すること」と規定されているほか、同法第22条第1項においては、「公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、資金不足比率等を監査委員の審査に付した上で議会に報告し公表すること」と規定されています。

健全化法第3条第1項に
基づく健全化判断比率

区分	早期健全化基準 (市町村)	財政再生基準 (市町村)	財政の早期健全化	財政の再生
			<ul style="list-style-type: none"> ●自主的な改善努力による財政健全化 ・財政健全化計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け ・実施状況を毎年度議会に報告し公表 ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告 	<ul style="list-style-type: none"> ●国等の関与による確実な再生 ・財政再生計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる(同意が無い場合、災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限され、同意があった場合収支不足を振り替えるための地方債の起債が可能(再生振替特例債)) ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては予算の変更等を勧告
①実質赤字比率	財政規模に応じ 11.25～15%	20%		
②連結実質赤字比率	財政規模に応じ 16.25～20%	40%		
③実質公債費比率	25%	35%		
④将来負担比率	350%	—		

健全化法第22条第1項に
基づく資金不足比率

区分	経営健全化基準	公営企業の経営の健全化
		<ul style="list-style-type: none"> ・経営健全化計画の策定(議会の議決) ・外部監査の要求の義務付け ・実施状況を毎年度議会に報告し公表等
⑤資金不足比率	20%	

健全化判断比率及び
資金不足比率の概要

①実質赤字比率Ⅱ一般会計等の実質赤字額/標準財政規模
一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
(標準財政規模:地方公共団体における標準的な収入額を示す数値)

②連結実質赤字比率Ⅱ連結実質赤字

額/標準財政規模

全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率

③実質公債費比率(3カ年平均)Ⅱ地方債の元利償還金+準元利償還金(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る交付税算入額)/標準財政規模(元利償還金・準元利償還金に係る交付税算入額)

一般会計等が負担する公債費及び公債費に準じた経費の標準財政規模に対する比率

④将来負担比率Ⅱ将来負担額(地方債現在高+債務負担行為支出予定額+退職手当支給予定額+地方公社及び損失補償している第三セクター等の負債見込額)(充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高)に係る交付税算入見込額/標準財政規模(元利償還金・準元利償還金に係る交付税算入額)

⑤資金不足比率Ⅱ資金の不足額/事業の規模

地方債残高など一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

公営企業ごとの資金不足比率

土佐町における平成22年度
決算に基づく健全化判断比率
及び資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を下記のとおり公表します。

特別会計の名称	資金不足比率(%)	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
水道事業	—	—	—	12.7%	13.2%
下水道事業	—	(15.0%)	(20.0%)	(25.0%)	(350.0%)

備考

(1) 資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載。

備考

(1) 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載。
(2) 早期健全化基準を括弧内に記載。

私の町には下水道がある！

下水道通信 2012.1

みんなをつなぐ下水道！

つないで良かった下水道 Vol.14



下水に繋がりました！
とても衛生的ですよ。
(上ノ土居の窪内さん)

下水道にして良かった！
トイレの臭いが無くなり、
とてもステキです。
(上ノ土居の志和さん)



浄化槽に繋がりました！
とても気持ちいいですよ。
(溜井の長野さん)



下水道にして
良かった！
トイレの臭いが無くなり、
とても清潔で気持ち
いいですね。
(大谷の和田さん)



浄化槽を設置しました！
とても清潔で快適です
おいしいミカンの前で
(高野の和田さん)



農業集落
排水にして
良かったぞね！
(地藏寺の田岡さん)

下水に繋がりました！
皆さんにも勧めます。
(中島の筒井さん)



大事なお知らせ



**ティッシュなどは絶対に下水道に流さないで！
マンホールで詰まります**

- ティッシュペーパー、ウェットティッシュ。
- 紙おむつ、生理用品等の異物。
- 「使ってそのまま流せる…」など、トイレに流せる清掃用品はゴミ箱に！

お問い合わせ先 土佐町役場 建設課 上下水道係 電話 82-0400

祝 成 人

平成24年土佐町成人式

1月5日(木)、あじさいホールにおいて、38名の新成人が出席し、西村町長、川井県議、金岡町議会議長など多くの方々のご臨席のもと、土佐町成人式が厳粛に執り行われました。

式の中では、西村町長より、「希望と若さにあふれた皆さんに心からお祝いを申し上げます。どうか、みなさんの大きな志、柔軟な視点で郷土を想い、幅広い世界観をもって、新しい社会の創造に立ち向かってください。」との式辞がありました。



今まで経験してきたことや出会ってきた人に感謝し、社会の一員としてまた一人の人間としてしっかり自覚と責任をもちます。



社会人としての自覚を持ち行動したいと思います。そして、楽しく仕事をしたいです。



人との関わりを大切にしていきたい。そして人の気持ちのわかる大人になりたい。





高橋英理子さん

新成人を代表して高橋英理子さんが「みんなでひとつとなり、今まで注いでもらった愛を何倍にもして地域に返していきます。今回成人するうえで感じたこと・学んだことを今だけでなくずっと心に持ち続け、社会人として責任を果たしていきたいと思えます。」と決意表明がありました。

決意表明

春からは社会人の仲間入りです。みんなの役に立てるような看護師になりたいです。



これからは、社会人として責任と自覚を持ち、たくさんの人への感謝の気持ちを忘れず何事にもがんばりたいと思います。

本当に多くの人たちに支えられた20年間でした。僕は土佐町で日本一の牛飼目指して頑張りますのでこれからもよろしくお願い致します。



何事にも責任ある社会人として今以上にがんばっていきたくと思っています。



大学を4年で卒業、一発採用、母のような先生になる。



平成24年度 町県民税・国民健康保険税の申告を！

お問い合わせ先
税務課
☎ 82-2500

申告期間は2月16日(木)から3月15日(木)迄です。

申告期間内になるべく早めに申告をお願いします。

平成23年中の所得に対する町県民税・国民健康保険税の申告時期がきました。
申告用紙は部落長さんを通じて配布をお願いしております。
なお、本年所得税の確定申告をされる方、給与所得のみの方(給与支払報告が事業所から提出されている方)は申告の必要がありません。



申告には次の書類等をお持ちください。

1. 印鑑(認印)
2. 本人名義の預貯金の口座番号が確認できるもの
3. 源泉徴収票(給与、年金)、給与明細書など
4. 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書
*国民年金保険料の控除を受けられる方は「国民年金保険料控除証明書」の添付が義務づけられています。
5. 収入、経費のわかる帳簿や支払い調書、領収書など
*農業所得、営業所得、その他の事業所得は収支内訳書を作成しましょう。
6. 23年中に支払った医療費の領収書。生命保険料、地震(損害)保険料の支払証明(領収)書など。

収入がなくても申告を！

昨年1年間全く収入が無かった方も課税の適正を期す為に、申告用紙(裏面下段)に収入の無かった理由(病気入院や失業など)を記入して申告用紙を提出してください。また、各種の制度(国民健康保険、介護保険、福祉医療など)の手当や給付を受ける際にも申告が必要となります。

無申告は不利になります。

- 各種控除が不明の為、控除がされない
- 所得、課税証明書が発行出来ない
- 国民税の軽減措置が適用されない

24年度申告分より扶養控除が一部廃止となります。(16歳未満の年少扶養控除及び16~18歳の特定扶養控除上乘せ分)

国民健康保険税を公的年金から特別徴収(天引き)されている方で

次の要件にあてはまる方で、希望される方は金融機関からの口座振替納税が出来ます。

- ①これまで、国民健康保険税を滞納することなく納めていただいている方。
- ②これからの国民健康保険税を、口座振替により納めていただける方。

交通災害共済加入のご案内

共済期間/平成24年4月1日~平成25年3月31日

交通災害共済は自動車やバイク、自転車等での事故による死傷に対して、災害見舞金が支払われます。申込み用紙は2月部落長会にて各部落全戸配布を依頼しています。

- ・ 申込期限/平成24年3月31日
(役場本庁、各支所・出張所で受付)
- ・ 加入掛金/1人500円
- ・ 加入資格/土佐町に住民票のある方、年齢制限なし。



確定申告はお早めに

●申告書は…

申告書は、ご自分で作成し、e-Tax又は郵送等でお早めに提出をお願いします。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で簡単に作成することができます。

なお、作成した確定申告書等はインターネットを利用して電子申告するか又はA4サイズの普通紙に印刷して郵送等で税務署に提出することができます。

「確定申告書等作成コーナー」は国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)の「確定申告特集ページ」からご覧ください。

●申告・納税期限は…

所得税・贈与税は 3月15日(木)

消費税及び地方消費税(個人事業者)は4月2日(月)

納税は安全・確実・便利な口座振替をご利用ください。

●高知税務署の申告相談会場が変わりました。

「高知よさこい咲都合同庁舎」4階

(高知市栄田町二丁目2番10号、JR高知駅北側)で

4月2日(月)まで行っています。



※混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがありますので、午後4時頃までにお越しいただくようお願いいたします。

※駐車場に限りがありますので、来場の際は公共交通機関等をご利用ください。

■お問い合わせ 高知税務署

Tel 088-822-1123(代)

(自動音声案内に従って、ご用件の番号を選択してください。)

2月7日は「北方領土の日」です。

2月7日は「北方領土の日」です。1855年のこの日に、日魯通好条約が調印されたことにちなみ、北方領土返還要求運動の全国的な盛り上がりを図るために設定されました。

毎年、「北方領土返還要求全国大会」が、東京で開催されるほか、この日を中心として全国各地で講演会やパネル展、返還実現のための署名活動などさまざまな取組が行われています。

毎年2月は「北方領土返還運動全国強調月間」です。

択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島の北方四島は、歴史上、一度も外国の領土になったことのない日本固有の領土です。

「“いつか”を“今に”。日本の国土、北方領土」

(平成23年度北方領土返還要求運動に関する標語最優秀作品)



一 国民健康保険の届出はお早目に 一

会社の健康保険などに加入していない方は、お住まいの市町村での国民健康保険(国保)に加入手続きを、また国保加入者が会社の健康保険などに加入したときは、国保脱退の手続きをしなければなりません。職場の健康保険の加入・脱退はその担当者が手続きをしてくれますが、

国保の場合は、各自(世帯主)の責任でおこなわなければなりません。

こんなときは、必ず14日以内に住民福祉課まで届出て下さい。

	こんなとき	持参するもの
国保に加入するとき	他市町村から転入したとき	転出証明書、印鑑
	他の健康保険を脱退したとき	他健保の離脱証明書、印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印鑑
	子供が生まれたとき	保険証、母子健康手帳、印鑑
	外国人が加入するとき(一年以上の滞在が認められるもの)	外国人登録証明書
国保を脱退するとき	他市町村へ転出したとき	保険証、印鑑
	他の健康保険に加入したとき	国保と健保の保険証、印鑑
	生活保護を受けはじめたとき	保険証、保護開始決定通知書、印鑑
	死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの、印鑑
	外国人が脱退するとき	保険証、外国人登録証明書
	障害により後期高齢者医療の対象になったとき	保険証、印鑑
その他	退職者医療制度に該当したとき	年金証書、保険証、印鑑
	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	保険証、印鑑
	保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	保険証、身分を証明するもの、印鑑
	修学のため、子供が他市町村に転出したとき	保険証、在学証明書、印鑑

加入・喪失の手続きは14日以内に!

1. 加入の手続きが14日以内にされない場合

特別な理由がない限り、手続きをした月の初日より前の医療費は全額自己負担になります。また、国保税は届出をした月からではなく、国民健康保険に加入する資格を得た月までさかのぼって納めることとなります。(最高3年間)

2. 喪失の手続きが遅れた場合

職場の健康保険に加入後、国民健康保険証を使用して受診した場合、国民健康保険負担分の医療費を返還していただくことになります。また、国保税と職場の健康保険の保険料を二重に払ってしまう場合があります。



※医療機関にも保険変更の届出を

職場の健康保険等は資格の取得日がさかのぼることがあります。このため新しい保険証が交付されるまでの間に、お手元の国民健康保険を使って医療機関で受診している場合は、至急保険の変更を医療機関に届け出てください。

土佐町国民健康保険健康優良家庭表彰について

土佐町国民健康保険では、一定の期間医療機関に無受診の方および世帯を表彰し記念品を贈呈しています。今年度は個人表彰4名、世帯表彰1世帯の対象者がいらっしゃいました。

表彰対象のご家庭には直接お伺いし、表彰状および記念品を贈呈いたします。

(対象となる条件は、以下のとおりです。)



○個人

- (1)平成20年度から22年度まで3ヶ年無受診者
- (2)平成21年・22年度表彰を受けた方は除く
- (3)国民健康保険税を納期内、年度内完納している世帯に属する方

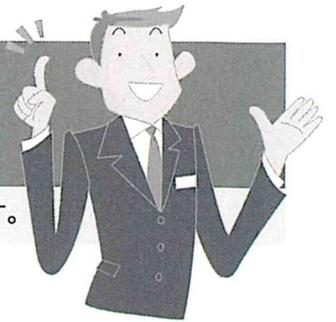
○世帯

- (1)平成21年度から22年度まで2ヶ年無受診の世帯
- (2)平成22年度表彰を受けた世帯は除く
- (3)2人以上の被保険者を有する世帯
- (4)国民健康保険を納期内、年度内完納している世帯

被保険者の皆様一人ひとりが健康管理に気を配り、医療費の適正化に今後ともご協力いただきますようお願い申し上げます。また、特定健診を受診される事等により、ご自身の健康状態を年に一度は把握していただく事もあわせてお願いいたします。

お問い合わせ先 住民福祉課 国保担当 82-1110

非自発的失業(離職)者の国民健康保険税軽減について



非自発的失業(離職)者の方について、申請していただく事で国民健康保険税が軽減されます。

土佐町国民健康保険税の減免について

非自発的失業(離職)により国民健康保険へ加入する方の国民健康保険税について、失業(離職)から一定の期間、前年の給与所得を30/100として算定し賦課することにより、国民健康保険税を減免します。ただし、世帯に属するその他の被保険者の所得は通常の額を用います。

軽減期間について

平成22年4月1日以降について適用され、離職日の翌日の属する月から離職日の属する年度の翌年度末までとします。

- 例 離職日 H22.3.31 ⇒ 軽減期間 H22.4~H24.3
 離職日 H23.12.22 ⇒ 軽減期間 H23.12~H25.3

申請開始時期について

平成22年4月1日から受付を開始しています。

申請について

国民健康保険加入の手続き時に「雇用保険受給資格者証」を確認いたします。必ず、ご持参ください。

対象者について

非自発的失業(離職)者とは、雇用保険の特定受給資格者及び特定理由離職者を対象とします。

<確認方法>

「雇用保険受給資格者証」(本人所持)による確認とし、「離職年月日理由」欄の「理由コード(2桁の数字)」が下記のコードであれば、対象となります。

	対象となる理由コード
特定受給資格者	「11」「12」「21」「22」「31」「32」
特定理由離職者	「23」「33」「34」

※特定受給資格者とは・・・倒産解雇等の事業主都合により離職した者
 ※特定理由離職者とは・・・雇用期間満了などにより離職した者

その他

1)7割・5割・2割軽減措置の判定時も同様に給与所得を30/100として算定します。

申請の窓口・お問い合わせ先

住民福祉課 国保担当 電話 0887-82-1110



家庭でできる 温暖化対策③

① 買い物袋(エコバック)を利用しましょう。

トレーやラップは家に帰れば、すぐゴミになります。買い物袋を持ち歩けばレジ袋を減らせます。
 ※年間約58KgのCO₂の削減になります。

② テレビは番組を選び、見るようにしましょう。

見たい番組だけ選んで見るようにしましょう。
 ※1日1時間減らすと年間14KgのCO₂の削減、年間約800円の節約になります。

③ 冷蔵庫は詰め込まず、ドアの開閉を減らしましょう。

冷蔵庫の中を整理しましょう、ずっと前に食べ残した食品が残っていませんか?とりあえず保存は結局食べられず捨てる事が多いようです。また、常温で保存できる物を冷蔵庫に入れていませんか?
 ※詰め込んだ状態を半分に減らすと、15.4KgのCO₂の削減、年間約960円の節約になります。

④ 電気カーベットは最低限の広さと温度設定で使用しましょう。

床にじかに敷くと、熱が床に逃げて暖房効果が下がります、カーベットに下に断熱マット等を敷くのが省エネのコツです。また、分割して温める機能がある場合は人のいない部分はスイッチを切りましょう。
 ※設定温度を低めるだけで65.3KgのCO₂の削減、年間約4090円の節約になります。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を!～

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成23年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が昨年11月上旬に日本年金機構本部から送付されていますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(又は領収証書)を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間にはじめて国民年金保険料を納付された方については、平成24年2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている番号にお問い合わせください。

控除証明書専用ダイヤル(平成24年3月15日まで)TEL0570-070-117

* 通話料金は、一般の固定電話の場合、市内通話料金でご利用いただけます。

ただし、携帯電話の場合は、全額お客様負担となります。

* IP電話等の方は、TEL03-6700-1130にお電話ください。

こちらの番号の通話料金は、全額お客様負担となります。

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する際は 「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」 等の添付をお忘れなく!

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市区町村民税等の社会保険料控除の対象となります。国民年金保険料を社会保険料控除として申告する際は、一年間に納付した国民年金保険料額を証明する書類を添付しなければなりません。

このため、生命保険会社等から送付される控除証明書と同様に、一年間に納付した国民年金保険料の額を証明する社会保険料(国民年金保険料)控除証明書や領収証書が必要となりますので、申告を行うまで大切に保管してください。

また、ご本人の保険料だけでなく、配偶者やご家族の保険料を納付した場合も、その納付額の全額が納付した方の控除対象となりますので、このような場合は、確定申告の手続きの際にご自身の保険料の額と合算して申告できます。(その際にはご家族分の証明書も一緒に添付する必要があります)

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方です。そのためにも保険料は納め忘れのないようにキチンと納めましょう。